

# 公田官物率法の成立とその諸前提

勝山清次

【要約】 本稿では、これまで「国司苛政上訴闘争」に対する朝廷の政策的対応の観点から把握されてきた公田官物率法の成立について、その前提の究明を試み、十一世紀前半には、それまで臨時雑役に包摂されていた諸賦課が順次田率賦課に移行し、官物体系改変の条件が整うとともに、諸国においては自然・地理的条件に規定されて、産業構造の地域的特化が進み、独自の官物率法が制定される前提が形成されていたことを明らかにした。また公田官物率法成立にともなう官物体系改変の歴史的意義についても、これまでの諸見解を踏えて、(1)受領による官物の賦課率の恣意的な変動を制約したこと、(2)官物が一個の独立した税目となり、中世的な年貢制を準備したこと、(3)中央への主要な貢納物が一律的に官物によって賄われる体制が成立したことなどに集約できるとした。

史林 七十卷二号 一九八七年三月

## はじめに

中世の年貢はいかなる特質をもった收取体系であったか、またそれはどのような過程を経て成立したのか。このような素朴な疑問を発する時、年貢自体の分析の必要性とともに、年貢の直接的前身ともいえるべき、平安時代の官物の問題が浮びあがってくる。しかし平安後期の官物がそのまま中世の年貢になったわけではない。荘園年貢はいうに及ばず、中世国衙領の年貢もまた官物体系の幾段階かの変化を経て、はじめて成立してきたのである。<sup>②</sup>

時代を遡るならば、官物はもともと律令制の用語で、郡稻のみならず、政府への貢納物や政府の所有物全般を指し示す総称として用いられた。<sup>③</sup>十世紀以降は臨時雑役と対比される諸賦課を一括する用語としての使用が多くなるが、前代と同

様あくまでも総称にすぎず、一個の税目としての体をなしていなかった。それが一個の独立した税目としての性格をもつに至るのは、十一世紀中葉における公田官物率法の成立に基づく官物体系の改変の結果である。本稿ではこの中世年貢の前身をなす、税目としての官物を生み出した官物体系の改変を考察したいと思う。

周知のように、公田官物率法成立の歴史的意義をはじめて本格的に論じたのは坂本賞三氏である。すなわち坂本氏は、(1)公田官物率法は史料的には租に継起する、「格」によって定められた見米三斗の基本額を中核とし、それまで臨時雑役の中に含まれていた交易雑物を組み込んでいる、(2)それは十一世紀の四〇年代、朝廷の「国司苛政上訴闘争」の高揚に対する政策的対応として成立した、(3)その成立はそれまでの租税田と地子田の区別を制度的に解消するとともに、官物・雑公事・一國平均役という中世的收取体系成立の発端となった、と指摘されている<sup>①</sup>。しかし坂本氏のばあいは、朝廷による「国司苛政上訴闘争」への政策的対応と基本額見米三斗の成立に力点が置かれた結果、第一に、臨時雑役の変質など、在地で官物の体系的改変を準備した諸条件を論理的に組み込むことが困難である。第二に、官物率法の基本額見米三斗以外の部分(国によって異なる)の意味について、十分な分析が行われない。そしてそのため第三に、官物の收取体系としての特質が必ずしも明確にならない、という問題点を残すことになったと考えられる。

この三点はいずれも官物率法の見米三斗を除く部分に関り、密接な関連性をもっているが、まず注意したいのはこの部分が国によって異っていたことがある。つまりこの部分は朝廷の命令によって一律的に制定されたのではなく、各国において官物率法成立以前にすでに、その原型とも称すべき国例が形成されていたとみられるのである。ここでは臨時雑役の変質にもなつて、その一部の官物への組み込みが行われていたという見通しを立て、この問題を考えてみたい。

見米三斗を除く部分はまた、收取される官物の品目の問題とも関るが、これについてはすでに、国ごとの年貢品目の一性に注目された網野善彦氏の研究<sup>②</sup>や、官物を「国衙が把握した公田数を唯一の基準に、必要とする田地・畠地あるいは手工業生産物を收取する」ものとされる斎藤利男氏の指摘<sup>③</sup>がある。本稿では官物はその国の産業構造と密接に関連する収

取体系であり、十一世紀前半に諸国において産業構造の地域的独自性（地域的特化）が顕著になっていたことを明らかにしながら、この問題を深めたいと思っている。

本稿は先学の驥尾に付して、中世の年貢成立史の一段階を画する、公田官物率法の成立に基づく官物体系改変の諸前提を分析するものにすぎない。大方の御批判を仰ぎたいと思う。

- ① 永原慶二氏「荘園領主経済の構造」（同氏『日本中世社会構造の研究』所収）、網野善彦氏『日本中世の民衆像』、同氏「中世の負担体系」（永原慶二氏等編『中世・近世の國家と社会』所収）。
- ② 拙稿「国衙領における官物体系の変化をめぐって」（『人文論叢』三三、重慶大学文学部文化学科）二二。
- ③ 『政事要略』卷五十九。
- ④ 坂本實三氏「公田官物率法の成立」（同氏『日本王朝國家体制論』第二編二章）。
- ⑤ 網野善彦氏前掲書。
- ⑥ 斎藤利男氏「中世的年貢体系の成立と百姓の『一味』（『国史談話会雑誌』二二）。

## 一 公田官物率法と律令制的税目

公田官物率法は国ごとに異なるだけでなく、一国内においても時とともに変化していく。官物率法の成立にとまなう官物体系の変化や官物率法とそれ以前の収取体系との関連を考察するためには、まず成立期の官物率法を分析の対象に据えなければならぬ。

保安三年二月日伊賀国在庁官人解案<sup>①</sup>に記された伊賀国官物率法は、官物率法の具体例として著名であるが、公田の官物率法はその構成から判断して、十二世紀前半に実際に実施されていた率法ではなく、成立期の率法であるとみなされる。<sup>②</sup>

公田 段別

見米三斗内 京庫納一斗

准米一斗七升二合

油一合

見稲一束

穎二束

伊賀国公田官物率法を構成するこれら五種の品目は大別すると、(一)見米、(二)見稲と穎、(三)准米と油の三つに分けられる。これらは品目を異にしていることから推測されるように、税目としての由来は必ずしも同一ではない。順次みていこう。

**見米三斗** これは坂本賞三氏がいわれる「史料的には租に継起する、格で定められた基本額」であり、全国的にしばしば共通してみられる斗代である。この見米三斗が基本的に令制の租を継承する賦課であることは疑いないと考えられる<sup>④</sup>が、単に増額された租とみなしてよいかどうかは検討を要する。

周知のように、令制の租は穎稲でもって収納され、段別一束五把であった。十世紀になると、租穀・租米とも表現され<sup>⑤</sup>、穀納や米納も行われたが、筑前国把岐荘や豊後国由原宮領では「租米反別七升五合」<sup>⑥</sup>とあり、令制以来の率法が引き続き恒常的な規制力をもっていた<sup>⑦</sup>。永延二年(九八八)の尾張国郡司百姓等解(以下「解文」と略記する)で郡司・百姓等が「租穀官法有限」と主張していることもこれを裏付けるものであろう。一方、十世紀から十一世紀前半には、この率法が実質的には変動していたこともまた否定できない<sup>⑧</sup>。すでに注目されているように、「解文」三条には、「官法外任意加徴租穀三斗六升」とあり、国守藤原元命が租穀を反別三斗六升に増徴したことが訴えられている。しかしこの増徴も米になおせば反別一斗八升到すぎないのである。このような二倍強の増徴すら強い抵抗を招いたことを思えば、反別七升五合から反別三斗への増額が当時の国家権力にとって可能であったかどうかは疑問である。したがって、見米三斗を単に増額された租の系譜を引く賦課であるとみなすことはできない。

以上の推論が許されるならば、この見米三斗にはそれまでの地子ないしは正税利稲が組み込まれていると考えざるをえない。しかし後述するように、正税利稲は見稲一束・穎二束と関連があるとみられるので、残るは地子である。そこで注

目されるのは十世紀には国衙によって租税田と地子田の混淆が推し進められたことである。「解文」の二条によれば、元命は租税田に准じて地子田に官物を加徴している。この措置は当然租税田にも跳ね返ってくるのであって、租税田にも地子が賦課されるようになる。「解文」の五条がそれをよく示している。この条では正税息利（利稲）・租粃・率稲・地子を加算した官物の段別賦課額が算定されており、租税田には地子、逆に地子田には租税が賦課されていたことが知られる。しかもそれは「代々国率正税息利・租粃・率稲・地子等所徴、或八九束、或十束也」とあるように、元命に限っての異例の措置ではなかったのである。

このように十世紀において国衙段階で推し進められた租税田と地子田の混淆は、十一世紀中葉に至り、中央によって公認される。それが「格」による見米段別三斗の制定であった。これにより租と地子とは融合され、それぞれの区別がなくなる。とともに、租税田と地子田という種別も最終的に解消されたのである。したがって、見米三斗のなかに従来の地子が継承されたことは充分考えられるのである。<sup>⑩</sup>

見稲一束・穎二束 「公田」では見稲と穎とに分けられているが、「院御庄出作公田」ではその区別はなく、単に穎三束である。賦課額が三束と同じであるので、これらは収取体系上同一系統に属したものと考えられる。ただ「公田」で見稲一束が区別されたのは、収納において実際に稲を確保するためであろう。

ではこの見稲と穎は令制のいかなる税目と関連があるのであろうか。結論から述べると、これは主として地稅化した正税利稲が継承されたものと考えられる。

令制の正税出挙は春夏二季に本穎を課口別に貸し与え、秋に三割ないし五割の利稲を加えて返却させる収取制度であったが、九世紀を通じて班挙の基準は課口から田積に移り、さらにこの世紀の末より本穎を貸与せず利稲のみを徴収する「率稲制」も行われるようになる。そして十世紀には「率稲制」は一般化し、正税利稲は完全に地稅化するに至る。<sup>⑪</sup>

賦課率は班挙の基準が課口から田積に移行した九世紀段階では段別一束五把であったといわれるが、十世紀のそれにつ

いては直接知りうる手懸りはない。<sup>⑬</sup>ただ十世紀には「正税利稲外率徴」の加徴が例となっていたことを考慮するならば、賦課率の全般的な上昇は否定できないであろう。<sup>⑭</sup>段別三束がこのような賦課率の上昇と矛盾がないこと、また穎稻という賦課品目を同じくしていること、この二点からこの見稲・穎は主に地税化した正税利稲を継承していると考えられる。

准米一斗七升二合・油一合　まず准米一斗七升二合は賦課率こそ准米で表示されているが、絹で収納されるのが原則であった。つまり准米制は公田を基準に賦課されていた絹の段別賦課額を算定し、表示するための措置であったのである。<sup>⑮</sup>伊賀のばあい、延喜民部・主計兩式によれば、絹は調としても、また交易雑物としても貢納される。官物率法のなかに組み込まれ、准米制をとって確保されねばならなかった絹は、これらといかなる関連があるのであろうか。このばあいは尾張の例が参考になるであろう。

調絹の賦課については「解文」六条に、

但定別所当新田、先例二町四段、代米四石八斗也、

とある。この部分はすでに指摘されているように、先例として田地二町四段当り調絹一疋が賦課されるが、その調絹一疋を米で換算すれば四石八斗に相当するということである。この調絹一疋の代価米四石八斗を「定別所当料田」二町四段で割るならば、段別代米二斗が導き出される。つまり調絹は米に換算すれば、段別二斗の割合で賦課されていたわけである。これはとりもなおさず准米（代米）段別二斗を意味している。このように十世紀末の尾張国で、調絹が准米制と実質的に同様の形態で賦課されていたことを踏えるならば、准米賦課の形をとる伊賀の絹も、調に由来する可能性はありとみざるをえない。<sup>⑯</sup>しかし交易雑物も後述するように、最終的には田率賦課に移行する。してみれば、交易雑物の系譜もやはり可能性としては、無視できないと思われる。

油一合が官物率法に含まれていることも絹との関連で注目される。『延喜式』によれば、種々の税目のなかで伊賀国が油を負担するのは中男作物油（胡麻油）に限られる。また伊賀に課せられる東大寺封物でも油はやはり中男作物油の胡麻

油のみである。しかし「解文」でも何ら触れられていないように、十世紀以降、中男作物が在地に実際に賦課されていた税目であったかどうかは疑問である。むしろ交易雑物として賦課された可能性が高いと思われる。この油一合は令制にまで遡るならば、中男作物油の系譜を引くが、実際には交易雑物として賦課されていた胡麻油を確保するために、官物率法に組み込まれたのであろう。

以上をまとめるならば、官物率法成立後の官物は制度的にも、また賦課品目の上でも、令制の租・正稻利稻・地子・調・交易雑物などの税目をそれぞれ継承しているとみられるということである。しかもそれらは官物率法の成立により税目としての独自性を失い、一律的に田率で賦課され、段別で賦課額が表示されるものとなっている。令制の独立をした税目としての痕跡は、賦課品目の違いとして残っているだけである。

しかし官物率法成立後の官物体系の特質を考えるばあい、こうした令制の諸税目を継承する側面とともに、それが有する新しい面にも目を向けなければならぬ。それは官物として賦課される品目（官物率法を構成する品目）がきわめて少数に限られていることであり、調・交易雑物の系譜を引く品目に端的に示されている。再び伊賀の官物率法に戻るならば、准米（絹）一斗七升二合と油一合である。伊賀国が調・中男作物・交易物として負担した物品は、延喜民部・主計両式によれば、次のようである。<sup>②</sup>

調……一窠綾三疋、二窠綾一疋、絹二〇〇疋（白絹一〇疋）、襦袢二〇〇疋、練練一〇〇疋、色絲三〇〇疋（夏調）、自余ハ絲布、  
 中男作物……紅花七斤八両、紙、茜、胡麻油、蜀椒、  
 交易雑物……白絹一二疋、鹿皮二〇張、樽二合（加赤漆杓）、

これら多様な物品のなかから、絹と胡麻油のみが官物の賦課品目として継承されているのである。つまり多種多様な調・中男作物・交易雑物系の物品のなかで、朝廷の需要が大きく、かつ在地においても容易に生産しうるとみられる物品のみが選択されているのである。その意味では官物率法は、その成立時における伊賀国の産業構造の様態や社会的分業の

展開に一定度適用する形で定められたものといわざるをえないであろう。

この問題を次に紀伊国名草郡許院を例にとり、少しばかり深めてみたい。ここでは永承三年度(一〇四八)の官物結解である郡許院収納米帳と二通の進未勘文が素材となる。② 収納米帳と進未勘文の一通には欠失箇所があるが、官物の内容を  
知る上では大きな支障はない。

三通の帳簿に記載される官物は大別すると、次のようである。

米・稲……稲作生産物

麦・紅花・苧・大小豆・胡麻(油)……畠作生産物

絹・糸・綿……養蚕製品

塩・材木……自然の採取物

租・地子・正税利稲として収取されていた米・稲を除くならば、残る物品のうち、絹・糸・綿・大小豆・紅花・胡麻・油・塩は『延喜式』では調・中男作物・交易雑物のうちの何らかの税目で紀伊国に課せられている。このことは十一世紀中葉の官物が、令制下において様々な税目で賦課されていた諸物品を収取する税目であったこと、ひいては先述したように両者の間に深い繋りがあったことを物語っている。

しかしこの時期、官物として進納された物品は、令制下において先述した税目で収取された物資に限られているわけではない。たとえば麦と材木は明らかにそれにあてはまらない。この二つは——三通の帳簿の残存部分から判断する限りでは、進納官物全体のなかで大きな比重を占める——令制下でも何らかの形で国衙が収取していた物品であった可能性は否定できないが、少なくとも調・中男作物・交易雑物として賦課された物品ではない。この段階の官物は、令制下で調・中男作物・交易雑物としては賦課されていなかった物品をも収取する税目であったのである。

ところでこの国の官物率法の構成については、米と稲が構成目であったこと以外は判明しないが、③ 米の段別賦課額四

斗五升四合八勺に合以下の端数が含まれていることから判断して、准米制がとられていたとみられる（ただその品目は特定できない）。その准米を含む米と稲とからなる官物率法の下、代納制の広汎な展開をとめないながら、この地域の、この時期における主要な産業の生産物が量の多少こそあれ、官物として進納されていたのである。確かに賦課品目こそ限られるが、官物はその地域の主要な産業の生産物を收取する税目としての意味ももっていたのである。

以上、官物率法成立後の官物と令制税目との繋りを検討し、官物率法がその国の産業構造の様態に一定程度対応する形で制定され、官物はその地域の主要な産業の生産物を收取する税目であったことを論じた。では令制税目はどのような変質過程を経て、官物率法に組み込まれたのであろうか。この問題を追究するためには、官物率法成立以前の官物と臨時雑役をとりあげなければならない。

- ① 『平安遺文』（以下『平遺』と略記）一九五八。
- ② 拙稿「黒田庄出作公田の官物率法について」（『人文論叢』〈三重大学文学部文化学科〉一）。
- ③ 坂本賞三氏「公田官物率法の成立」（同氏『日本王朝国家体制論』第二編二章）。
- ④ 森田憐氏は見米三斗を十世紀における地子六束を継承したものとし、その背後に租税田の全面的な地子田化があったとされる（『撰関期政治動向の考察』〈同氏『平安時代政治史研究』所収〉）。しかし十世紀から十一世紀前半においても令制税目の租は存在し賦課されており、官物率法成立の際、地子のみ継承され、租は顧みられなかったとは考えられない。また森田説が成り立つためには租税田の全面的な地子田化が実証されねばならない。確かに十世紀を通じて、租税田と地子田の混濁は進行しており、一面からみれば、租税田の地子田化は否定できない。しかしそれも反面では地子田の租税田化ともいえるものであり、その田が租税田であることを無視して地子田とみなされたわけでは
- ⑤ 永延二年十一月八日尾張国郡司百姓等解（『平遺』三三九、『一宮市史』資料編六、以下この文書は後者による）、『平遺』三四三、四六九。
- ⑥ 『平遺』三四三、四六九、五〇二。
- ⑦ 森田憐氏前掲論文。
- ⑧ 坂本賞三氏「国司支配下の『名』体制と收取方式の特質」（同氏前掲書第一編二章三節）。
- ⑨ 坂本氏前掲注③論文。
- ⑩ 令制では公田賃租の地子は收穫の五分の一という規定であり、たとえば中田（段別穫稻三〇束）の地子は段別六束であった。しかし延喜十四年八月八日官符（『政事要略』卷五十三）に引く官厨家解には「仍須注上田一分、中田二分、下田二分、下々田二分、令進其帳、无上田國、令注進中田二分、下田二分、下々田二分」とあり、上田・中田の占める比重は決して高いものではなかった。したがって、地子の賦課率は全体としてみれば、段別六束よりかなり低率であったとみら

れる。ちなみに寛弘三年（一〇〇六）、大宰府兵馬司が収公した兵馬田の地作物は二、三束ないし四、五束であった（『平遣』四四五）。このように十世紀以降の地物の賦課率も、地物が見米三斗に組み込まれたとする考えと矛盾しない。

⑪ 藪田香融氏「出挙」(同氏『日本古代財政史の研究』所収)、村井康彦氏「公出挙制の変質過程」(同氏『古代国家解体過程の研究』所収)等。

⑫ 藪田氏前掲論文。

⑬ 延長七年十一月二十七日豊受大神宮司解（『平遣』二三六）に「三百廿四歩者公田也、正税肆斗伍升、夫用途貳佰貳拾伍文可弁者也」とあるが、「円知行」「夫用途」など、十世紀初めとしては不適当な用語がみえる。

⑭ 「解文」一条。

⑮ 「解文」四条によれば、「正税利稲外率徴」は段別二束八把であった。元命が租殿において増徴した比率（本来の段別一斗五升を三斗八升にしたのだから二・四倍）を仮に正税利稲にあてはめると、定率の利稲は段別二束となる（ $\times 1.28$ ）。また「解文」一条の定率の息利七三八三束を長徳四年十二月九日付の国守大江匡衡熱田宮祭文（『朝野群載』卷三）に記されている豊年の作田「四五千町」で割ると、段別一束八把から同一束五把をうる。平年には作田数は減少するはずであるので、当然計算上の段別賦課額は増加する。仮に作田を

三〇〇町とすると、段別二束五把となる。以上の二つの例は単なる試算にすぎないが、上昇した賦課率を知る上でいくらかの目安となる。

⑯ 前掲注⑫拙稿。

⑰ 勝田晴子氏「活働法の成立と調庸制」(同氏『日本中世商業発達史の研究』所収)。

⑱ ただ「解文」では「正別所当料田」と調庸を主体とした形式をとっていること、また調庸が租や正税利稲など反別賦課の税目と一括され

ず、異質なものとして扱われていることにも注意しなければならない。

⑲ 伊賀のばあい、調庸は国衛工房の製作によるものであり、調としては一般には糸と布が賦課された。この点、もともと絹が一般的に賦課された尾張と形態を異にしている。

⑳ 『平遣』一八三、二五七。

㉑ これらの物品が実際にそれぞれの税目で收取されたかどうかについては別個の検討が必要であるが、政府に賦課の意図があり、それが国衙に対して一定の規制力として働いたことは否定できないだろう。

㉒ 『平遣』六七二。文書の読みについては藪田香融氏「平安末期のある徴税文書」(同氏前掲書所収)を参照。

㉓ 妻は二六三石余、材木は穎稻での換算で九二〇束に達する。

㉔ 拙稿「紀伊国名草郡郡許院取納米帳と進未勘文について」、『三重大学教育学部研究紀要』三三三。

## 二 官物と臨時雑役

官物は『政事要略』（卷五十九）に、

儀制令元日国司条義解云、官物者郡稻也、案、官物者万物皆約也、然而此条以郡稻称官物也、

とあるように、本来総称であり、令制下においては郡稲（正税稲）のみならず、政府（官）への貢納物やその所有物をさす用語として広く用いられた<sup>①</sup>。十世紀以降もその用法は継承されたが、同じく総称であったとはいえ、広狭二つの用い方があった。一つは政府への貢納物全般を意味する「官物」である。この用法の代表的な例は「解文」にみられる。「解文」では「当国守藤原朝臣元命三箇年内責取非法官物」として、正税利稲・地子・租穀・率稲・調絹（糸）・交易雑物などが列挙されており、「官物」はこれら貢納物の総称として使用されている<sup>②</sup>。今一つは臨時雑役と対比して用いられる官物である。たとえば、「申下官符、免租税官物、募免庄司・庄子五十人雑役了」<sup>③</sup>とあるようなばあいである。無論この二つの用法のどちらをさすかを特定できない例もあるが、收取体系を考察するにあたっては分けて考える必要がある<sup>④</sup>。ここでとりあげるのは臨時雑役と対比して用いられる狭義の官物である。

この官物も政府への貢納物全般を指示する「官物」と同様、十世紀の段階では一個の定まった税目ではなく、特定の貢納物のまとまりをさす総称にすぎなかった<sup>⑤</sup>。官物として一括されながらも、そのなかでそれぞれの税目は相対的な独自性を維持していたのである。

ではどのような税目が官物としてまとめられていたのであろうか。

- (1) 仍元来不付徴田租・正税、無有臨時雑役責、
- (2) 申下官符、免租税官物、募免庄司・庄子五十人雑役了、
- (3) 以其人領掌、公田又官物租税每色并進、其来尚矣<sup>⑥</sup>、

「租税官物」「官物租税」という熟語がしばしばみられるように、この官物の中核に租と税（正税利稲）があったことはいうまでもない。

さらに地子田に賦課される地子もまた官物とみなされていた。例をあげよう。天禄四年（九七三）、丹波国の東寺領田二ヶ所が収公された。この時、船井郡の田地は剩田として地子を賦課され、剩田と公田が存在するとみなされた多紀郡の田

地は、「責勘地子並付徴色々雑物」された。これに対し、東寺は前者については「剩田収公」の免除を申請しただけであるが、公田として収公された田地を含む後者については、「庄司・寄人臨時雑役」の免除をも要請している。<sup>⑦</sup>つまり剩田に賦課されるのは地子物のみであって、それは臨時雑役とはっきり区別されているのである。ところで先述したように、十世紀には租税田と地子田の混淆が進むが、「解文」五条では地子が正税利稲や租穀と一括され、調絹や交易雑物と区別されている。このように租税田と地子田の混淆が進行する過程で、地子は租税と一括して把握されるようになり、官物の重要な要素となったのである。<sup>⑧</sup>

以上、官物は租・正税利稲・地子を包摂した総称であったとみられる。これらの税目が臨時雑役と区別され一括して扱われたのは、田地を賦課基準とし、段別に賦課されるという共通性をもっていたためである。先述の「解文」五条がそれをよく示している。この段別賦課であることがこの段階の官物の特徴の第一点である。

第二点は官物が田地生産物の収取を共通にしていることである。租が穎・穀・米で、正税利稲と地子が穎稲で収取されたことをあげれば充分であろう。

そして第三点として、官物に包摂されていた税目はいずれも令制以来の税目であった。いうまでもなく、租・正税利稲・地子はいずれもそうである。逆に寛仁元年十月十六日官宣旨案<sup>⑨</sup>にみえる「造宮料加徴米」は曾禰荘田に段別五升で賦課されたが、段別賦課で、米を収取するものであったにもかかわらず、臨時雑役とされている。それはこの「造宮料加徴米」が令制の税目ではなく、臨時の加徴米であったからに他ならない。

さて、臨時雑役もまた官物と同様、一個の完結した税目ではなく、種々の税目を含む総称にすぎなかった。<sup>⑩</sup>ではどのような賦課が臨時雑役とみなされたのであろうか。交易雑物、「雑籥系」の諸賦課がその中心的部分をなすことは、大方の論者の認めるところであるが、議論があるのは調についてである。<sup>⑪</sup>

当初は、承平五年十月二十五日東寺伝法供家牒<sup>⑫</sup>で臨時雑役とみなされている諸賦課のなかに、「調沽買絹」が含まれて

いることから、調の臨時雜役化は疑問視されることもなかった。<sup>⑩</sup>しかしこの「調沽買絹」も本来の調ではなく、交易を媒介するものであるという正当な解釈がなされるに至り、調が臨時雜役であるかどうかが改めて問題となってきたのである。調がどちらに属するかを直接指し示す史料が見当たらない現在、この問題は論理的に詰めていく以外に、解決の手立てはなさそうである。その際、まずとりあげるべきは調の賦課基準である。すでに泉谷康夫氏が指摘されているが、承平五年六月十三日官符に、

広遠讃岐国大内郡白鳥郷戸主阿蘇豊茂戸口也、出自法曹、任於見職、而身帯初位、未免課調、とあり、十世紀前半においても調は人身別に賦課されている。<sup>⑪</sup>もう一例、同時期の史料をあげよう。

甲国目代讃岐惟範留省之後、満年季、爰初・八位兩階位記、爰有元留省之符、未到来八位之省符、因之負調絹也、雖然依年季次序、受取従八位上、<sup>⑫</sup>

これは承平二年（九三二）の讃岐国山田郡目代讃岐惟範の明法家に対する質疑の一部であるが、その内容は「初・八位兩階位記」と「元留省之符」はあるけれども、課役を免する「八位之省符」（調符）が未だ到来していないので、当の惟範は「調絹」を負担せざるをえない、というものである。この史料もまた調を賦課される側の発言であるので、当時の実態を表しているとも見て間違いない。

この二つはいずれも讃岐の例であるが、次にとりあげるのは周知の承平二年九月二十二日丹波国牒<sup>⑬</sup>である。

丹波国牒 東寺伝法供家衛

多紀郡大山庄預僧平秀・勢豊等稻之状

牒、衙去八月十一日牒九月九日到来傳、云々者、即問勘彼郡調物使孫藤原高枝申云、余部郷專当檢校日置貞良申云、件郷本自無地、百姓口分班給在地郷々、因茲当郷調絹、為例付徵郷々堪百姓等名、方今平秀等身堪同俗、加之年来依成申件調絹、付申播本帳平秀・勢豊等名各二丈者、為令弁進件絹、罷向平秀等私宅、而遁隱山野、不曾相弁、仍件絹弁進之間、各稻二百束許檢封、今須弁

進彼絹之後、可開免件稱者、乞也察状、以牒、

承平二年九月廿二日（署名は略す）

この文書についてはこれまでに論じ尽された感があり、その内容から「余部郷調絹」が「郷々堪百姓等名」を通じて賦課・徴収されたことは明白である。<sup>⑧</sup>しかしその調絹の賦課基準の問題、すなわち人身別賦課であったか、それとも口分田を基準とする田率賦課であったかについては、必ずしも明らかにされていないと思われる。

この観点から注目されるのは、余部郷の調絹を郷の百姓の口分田が班給されていた郷々の専当郡司ではなく、余部郷の専当が徴収していることである。それはその調絹が「当郷調絹」、すなわち余部郷が負担する調絹であったからである。余部郷専当が「郷々堪百姓等名」から徴収するのは、この時期余部郷百姓に班給された口分田が「堪百姓等名」に編成され、それらが諸賦課徴収の対象・単位となっていたからにすぎない。問題は余部郷が負担する調絹の総額を決定する基準が何であったかである。そこで注意されるのは、「百姓口分班給在地郷々」とあるように、当時少なくとも帳簿の上では余部郷百姓は個別的に掌握され、在地の郷々に口分田を与えられていたことである。このように百姓が帳簿上であれ、個別的に掌握されている限り、余部郷専当らが余部郷の調絹の総額を算定する基準となつたのは余部郷の百姓、その課口数であった可能性は否定できない。したがってこのばあいも、調絹は依然として百姓の人身別に賦課されていたと考える可能性は残されているのである。<sup>⑨</sup>

この丹波の例と先述した讃岐の二例——いずれも承平年間である——を併せ考えるならば、少なくとも十世紀前半においては、調は未だ人身別賦課であったとみななければならない。

この調の賦課基準の問題の外に、臨時雑役の免除申請が課役免除を根拠になされていることも注目される。同じく丹波国大山荘を例にとろう。

而依彼庄預等愁申、取檢校大臣家御牒、帳外浪人十人、以去延喜廿年二月七日前源長官御時、被免寄已了、如是代々長官相勞明

白也、具由在官省符并国牒面、乞也衙察之状、欲被任先例、免除庄預并庄子等臨時雜役、<sup>②</sup>

ここでは延喜二十年(九二〇)、「帳外浪人十人」が免じ寄せられたことに基づいて、莊預と莊子らの臨時雜役免除が申請されている。「帳外浪人」の解釈はともかく、施入された彼らは課役(調庸)を免除された浪人であり、そのことが臨時雜役の免除申請の根拠となっているのである。このようなことは臨時雜役が調と無関係であったならば考えられないであろう。以上の二点、すなわち調が人身別賦課であったことと臨時雜役の免除申請が課役免除を根拠にして行われていることから、少なくとも臨時雜役の成立期である十世紀前半には、調は臨時雜役とみなされていたと考えられる。<sup>③</sup>

さて主に交易雜物、調、「雜徭系」の諸賦課からなる臨時雜役の賦課形態を論ずるばあい、十世紀以降「名」が国衙領の収取単位として編成されていた関係上、賦課基準と収取対象とを区別して考える必要がある。官物も臨時雜役もともに「名」を通じて収納されたが、このばあい「名」(負名)が収取対象である。一方、賦課基準は賦課対象に関り、賦課額を決定する基準となるもので、十世紀には田率、人身別、人別(「名」||負名別も含む)<sup>④</sup>といった基準を想定することができ。ここで賦課形態というのはこの賦課基準と収取対象を合せたものを考えている。

臨時雜役の賦課形態はそれ自体が様々な税目の総称であったことと、十十一世紀においてそれぞれの賦課基準に変化がみられることに規定されて、きわめて複雑な様相を呈している。本来ならば、それぞれの税目についてその賦課形態を明らかにするのが最も妥当であるが、現状では一部を除いて困難である。

調のばあいは前述したように、十世紀前半には賦課基準は人身別であった。また「雜徭系」については、天曆二年八月二十日官符に引く国栖笛工山城是行等解に、<sup>⑤</sup>

笛工是素依式奉仕者也、因茲古昔、氏人等預仕件職之中、更不進徭役、又無付徵各戸田正税、爰貴朝恩之厚、不懈怠職掌、而年

とある。戸田に賦課される正税と区別されたこの徭役は、官符の事書に「国栖笛工山城是行・同真生等徭役」を免除する

とあることから、田率でないことは明らかであり、是行等に人別に賦課されていた可能性が高い。このように十世紀前半には、人身別ないしは人別賦課の臨時雑役がみられたのである。この点を踏えて、次に臨時雑役の免除形式を検討してみたい。

免除形式の変遷に目を向けるならば、平安期の臨時雑役免除については、三つの段階を区分することができる。

(一) 十世紀前半まで。「庄司・寄人」「庄司・庄子」など、人別に臨時雑役を免除する例のみがみられる段階である。

(二) 十世紀中葉から十一世紀前半まで。「八幡宮御領額田村稻八間里田畠臨時雑役」を免除した天曆四年(九五〇)の山城国符<sup>②</sup>や天徳四年(九六〇)、東大寺領茜部莊を対象に「国郡臨時雑役」を免除した例<sup>③</sup>を早い事例として、田畠ないし所領に対する臨時雑役免除が多くなるが(特に十一世紀初めには急増する)、従来からの人別免除も依然としてみられ、二つの免除形式が並存している段階である。しかし長曆三年(一〇三九)の東大寺領黒田莊の例<sup>④</sup>を最後に、田地に対する租税免除と臨時雑役の人別免除が同時に行われる形式はみられなくなる。

(三) 十一世紀中葉以降。人別免除のみの形式も一、二残るが、田畠ないし所領に対する臨時雑役免除が圧倒的に多くなる段階である。

この三つの段階を区分することにより、臨時雑役の免除形式変化の様相とその特徴を読みとることができるであろう。すなわち当初人別免除に限られていた臨時雑役免除の形式に、十世紀中葉、田地・所領に対して免除する形式が加わり、それ以降次第に増加し、人別免除を圧倒するようになるということがある。しかも二つの免除形式の交替は一変になされたのではなく、十世紀中葉から十一世紀前半に至る、長い並存期間があったのである。このような免除形式の変化は臨時雑役の賦課形態の変化、特に賦課基準のそれと無関係に起りえたであろうか。むしろ賦課基準の全般的な変化と密接に関連しているとみなければ、この変化の様相は説明できないのではなからうか。また免除形式が一変に変わることがなく、截然と二つの段階に区分できないのは、臨時雑役が一個の税目ではなく、単なる総称にすぎないというその基本的な性格に

対応しているともみることができ<sup>⑧</sup>。つまり臨時雑役に包摂される諸税目の賦課基準は後述するように、一律的に変化したのではなく、順次跛行的に田率賦課の形に変わっていったのである。臨時雑役の人別免除は人身別ないし人別賦課の税目を包摂する、当初の臨時雑役の賦課形態に対応したものであり、国衙はその形式をとることにより、臨時雑役免除の範囲を有効に限定することができたのである。

- ① 『続日本後紀』承和六年閏正月二十三日条、『続日本紀』和銅七年二月二日条等。
  - ② 天曆元年閏七月十六日官符（『政事要略』卷五十一）も「調庸租税」を「官物」と総称している。
  - ③ 『平造』三〇五。
  - ④ 平田耿二氏は「十世紀後半における公領の収取体系について」（『上智史学』二〇）において、「解文」の分析を通じ、広義の「官物」の収取について述べておられるが、このような視角では貢納物全般の分析となり、かえって十世紀段階の官物の特徴やそれと官物率法成立後の官物との違いが明確にならないのではなからうか。
  - ⑤ 坂本賞三氏「国司支配下の『名』体制と収取方式の特徴」（同氏『日本王朝国家体制論』第一編三章三節）。
  - ⑥ 『平造』二四五、三〇五、二八九。
  - ⑦ 『平造』三〇七。
  - ⑧ 若干性格を異にしている荘田のばあいであるが、筑前国把岐荘の「田租地子米三斗二升五合」は、同一文書の別のところで「不輪租田官物三斗二升五合」とも表現されている（『平造』三四三）。
  - ⑨ 『平造』四七九。
  - ⑩ 坂本氏前掲注⑤論文。
  - ⑪ 森田梯氏は「平安期農民支配の実像」（『教科教育研究』へ金沢大学教育学部〈二二〉）で、「丁馬之雑役」のような、令制下雑徭として徴
- 発された労役が、臨時雑役として賦課されていること（労役の内容上の継承）を認められつつも、十世紀初めには雑徭制は実質的に解体しており、「雑徭制の改訂・変質したところに臨時雑役を考えるのは困難だと思ふ」とされた。また坂本賞三氏も雑徭制は十世紀以降、「係分」化して継承されると指摘されている（同氏『荘園制成立と王朝国家』六三―六四頁）。確かに制度自体の継承とその内容の上での継承は区別して考えなければならぬものであり、その点では森田氏の指摘は妥当であると思われる。しかし坂本氏にもいわれているように、雑徭制自体も少なくとも「係分」の形をとり継承されていることも忘れてはならない。ただし後述する調の賦課基準から判断して、それが当初から田率賦課であったとは考えられないので、臨時雑役とみなされていたと思われる。なお、ここで「雑徭系」というのは、「係分」から「丁馬之雑役」のように内容上雑徭を継承する労役までを含めて考えている。
- ⑫ 『平造』二四五。
  - ⑬ 長山泰孝氏「臨時雑役の成立」（同氏『律令負担体系の研究』所収）。
  - ⑭ 坂本賞三氏前掲注⑤論文。
  - ⑮ 『政事要略』卷五十九。
  - ⑯ 泉谷康夫氏「調庸制の変質について」（同氏『律令制度崩壊過程の研究』所収）。ただ泉谷氏は同時期、負名に対しても調を賦課することが行われていたとされ、二つの賦課形態が並存していたと主張され

ている。

① 『法曹類林』巻二百。

② 『平遣』二四〇。

③ この文書に触れた研究は多く、一々列挙するのは困難であるが、主に戸田芳美氏「平安初期の国衙と富豪層」(同氏『日本領主制成立史の研究』所収)、稲垣泰彦氏「律令制的土地制度の解体」(同氏『日本中世社会史論』所収)、大石直正氏「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」(『日本古代・中世史の地方的展開』所収)を参照。

④ 村井康彦氏「名成立の歴史的前提」(『歴史学研究』二二五)、阿部猛氏「調庸制の変質と臨時雑役の成立」(同氏『律令国家解体過程の研究』第一篇三章)はこの調網が百姓の人身別賦課であったとされている。

⑤ 『平遣』二一九。

⑥ 中野栄夫氏「王朝国家期における収取体系」(同氏『律令制社会解体過程の研究』所収)を参照。

⑦ 周知のように、「解文」では一〇五条までが正税利稲・租穀・地子についての増徴と加徴、六条が調をめぐる非法、七条が交易物についての苛法、という順序で元命らの非法行為が列挙されている。注目されるのは調が当時、田率賦課であったにもかかわらず、田率(段別)賦課物を集計した五条では何ら触れられていないことである。これは元命の非法の形態が異なることにもよるが、同じく田率賦課であったも、調網が未だ租・正税利稲・地子と若干異質な賦課であったことを示唆している。

⑧ 人別は令制的な課口・不課口の区別を前提にしない、人を賦課基準とするものを考えている。なお、「名」別をこれに含ませたのは、「名」別といっても結局、負名という人を基準にするからである。

⑨ 『類聚符宣抄』第七。

⑩ 『平遣』一〇八三。

⑪ 『平遣』二七五。

⑫ 『平遣』一七三九。

⑬ 『平遣』九五三等。

⑭ この外、次の二点も考慮しなければならない。一つは臨時雑役免除の申請が先例に即して行われたことである。たとえば藤原公任家領の播磨国有年荘では本公験が焼亡したため、長和四年(一〇一五)十月に田地坪付と荘司寄人等交名を副えて、荘の立券と荘司寄人等の臨時雑役免除を播磨国に申請し、後者に関しては翌十一月に認められている(『朝野群載』巻七、二十二)。今一つは荘園領主側は人別免除の形式によっても、田率賦課の臨時雑役に一定程度対応できたことである。

⑮ 「造興福寺記」(『大日本仏教全書』興福寺叢書四)永承二年五月五日条に、

法隆寺瓦工等参行事所申云、国役繁多、瓦事殆以停滞者、即随各假名、可免臨時雑役之由、給宣旨於大和国、  
とある。法隆寺瓦工等は各の假名に随って臨時雑役(国役)を免除されたのであるが、このばあいも假名に随うという人別(負名別)免除が有効であったのである。

### 三 臨時雜役の変質と官物体系の改変

十世紀末以降、人別免除に代って臨時雜役の田畠・所領に対する免除が急速に多くなるが、その背後には臨時雜役に包摂されていた諸賦課の賦課基準の全般的な変化があった。ただその変化は一抛に進行したのではなく、諸税目ごとに跛行的に進んだと考えられる。

まず調。「解文」六条をとりあげよう。

一 請被裁断、所進調絹減直并精好生糸事

右兩種貢進官物定数具録官帳、但正別所当新田、先例二町四段、代米四石八斗也、然而絹実所進之日、所定納絹正別一町余也、亦至精好之糸者、責取当国之美糸、織私用之綾羅、举買他国之籠糸、備貢官之例進、

十世紀末のこの時期、尾張では調絹は田地二町四段に一疋の割合で賦課され、その一疋の価値を米四石八斗とみなすことが「先例」（国例）となっていた。元命はその国例を破り、調絹の価値を彼らが主張する交易価格（疋別四、五〇束）で算定し収納することによって（減直）、一町余に一疋の割合で賦課し、調絹の増徴を図ったのである。<sup>①</sup>

何よりもまず、十世紀末の尾張で調絹の田率賦課が国例となっていたことが注目されるのが、さらに注意されるのは、貢進すべき調絹と生糸の「定数」が官帳に定められていたことである。官帳というのはこのばあい、調に関する帳簿であるので調帳であろう。<sup>②</sup>ところで「疋別所当新田、先例二町四段」という形の国例が形成されるためには、尾張国が朝廷に貢納する年料の調絹の総額が定まっていなければならない。年料が固定していないならば、疋別の所当料田も年ごとに変化せざるをえないからである。したがって、疋別所当料田数の先例化・固定化の前提には、年料調絹数の定数化があったとしなければならぬ。

一方、諸国が朝廷に貢納する調の年料はその国の課口数によって決定され、その数量は調帳に記るされる。調帳に記載

される課口数が減少すれば、必然的にその国が貢納すべき調も減額される。そのため朝廷は十世紀にはいつてからも、疫死・流死・逃亡や蠲符雑色人の増加によって帳簿上の課丁数が減少するのを防ぐ方策を立てざるをえなかった。朝廷の対策が一段落するのは十世紀中葉で、永観二年(九八四)には「年来諸国無官省符、以往年数、注載於帳<sup>⑤</sup>」といわれており、この頃までに諸国の帳簿上の課丁数は固定され、それにともない、貢納すべき調の総額も実質的に変動しなくなる。つまり調年料の定数化である。先述した「兩種貢進官物定数」というのはこうして定数化した年料であったとみられる。そして先述したように、年料の定数化は調絹の田地当りの賦課率(「正別所当料田」数)を先例として固定させる前提であった。したがって、このような先例(国例)は課丁数の固定化＝調年料の定数化を俟って初めて形成されたものとしなければならぬ。その時期は帳簿上の課丁数が固定化する十世紀中葉から後半にかけてであるとみられるが、それはとりもなおさず調絹の全面的な田率賦課への転換の画期となったと考えられる。<sup>⑥</sup>

次に交易雑物をみてみよう。周知のように、「解文」七条に「一請被載断、号交易誣取絹手作信濃麻布油苧茜綿等事」とあるが、本文をみても当時、尾張国で交易雑物が田率賦課であった形跡はない。ところが寛弘三年十一月二十日弘福寺牒<sup>⑦</sup>には、

而当時国検田使背旧例、始以収公、付負段米・国交易絹等、勘責尤甚、

とある。国検田使が弘福寺領を収公して、段米・国交易絹等を賦課したというのであるが、収公にともなう賦課であるので、収公した田地を基準にして国交易絹等が賦課されたと考えられる。十一世紀初めには交易雑物も田率で賦課されるようになったのである。そしてこれ以降、交易雑物が臨時雑役として賦課される例はみえなくなる。<sup>⑧</sup>

「雑徭系」のばあいも同様である。たとえば寛弘十年正月二十六日由原宮解<sup>⑨</sup>には、「請被任速先例、裁免季供田壹町官物内、率分・徭分徴下不安愁状」とあり、田率化した雑徭が「徭分」として賦課されている。

以上は当初から臨時雑役に包摂されていたとみられる税目であるが、新しい賦課の一つである検田雑事もまた田率賦課

であった。検田にともなう賦課される雑役である検田雑事は、「国衙検田段米・供給等」「国検田段米・供給雑事等」とあるように、検田段米と供給とからなっている。その具体例は「解文」十六条にみえる。

就中検田之政、以任用国司勘注之、而或郡放濫惡之子弟郎等、或郡入不調之有官散位者、爰不論町段歩数、不弁条里阡陌、只己任狂心、(中略)是則為思段米之利、不知公田之損、所勘注也、亦供給調備之外、一日新所徵取黒米白米、或郡六七石、或郡絹二疋米六七石、(中略)此外亦国定、一段所勘納段米一升二合、以不法斗升收件米、

検田使の様々な非法を糺弾している郡司・百姓らも段米と供給自体は否定していないので、これらは十世紀末にはすでに国衙の検田にともなう賦課として定着していたとみられる。なかでも段米段別一升二合は「国定」と称されており、尾張の国例であった。

ところで律令制では「所部検校」のために国司が派遣されるばあい、「百姓迎送」および「供給」を受けることは原則として禁じられており、その食料も正税から支出される建前であった。<sup>⑩</sup> 検田のために派遣された国司にもこの規定は適用され、天平年間の諸国正税帳では「検校水田国司」「検田得不国司」「検田熟不国司」の食料はそれぞれを正税でもって賄われている。<sup>⑪</sup> こうした正税による食料支給は十世紀でもみられ、出雲国正税返却帳には、

天徳元年検田使食料貳万玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖リ

と記されている。

国衙から派遣された国使に対して、在地で対応することは早くから行われていたが、<sup>⑫</sup> 検田使に関してはそれはやがて検田雑事という形をとって賦課されるようになる。検田雑事の史料的初見は、「国衙検田段米・供給等可停止事」を命じた康保二年八月八日官符であるが、それに先じて天曆五年九月十五日官符には「庄田収公、付科雑役」とみえる。庄田収公にともなう賦課であるので、この雑役のなかには検田雑事も含まれていた可能性が高い。とすれば、検田雑事は十世紀中葉まで遡ることになる。そしてすでに述べたように、十世紀末には制度として定着する。

では検田雑事は臨時雑役とみなされたのであろうか。

- (1) 今年國檢田使臨田頭之日、悉以収公、付負段米并田率米・色々雜物、勘責、
- (2) 而國檢田使背旧例、悉以収公、付徵臨時雑役之間、收納使入部、官物勘責、<sup>⑤</sup>

この長和二年(一〇一三)の二つの史料のうち、前者は國檢田使が弘福寺領を収公し、段米・田率米・色々雜物を賦課したとするが、それらが臨時雑役であるかどうかは何ら記していない。これに対し、後者は國檢田使が大山莊田の収公にともない、臨時雑役を付徴したとする。この両者はいずれも檢田使の莊田収公にともなう賦課を訴えている点で共通しており、少なくとも檢田段米が臨時雑役とみなされていたことを示している。また仁安三年九月八日官宣旨案には「云雜役免者、檢田收納之供給段米等事也」とあり、檢田雑事は收納にともなう供給・段米とともに雜役とみなされている。

このように檢田雑事は臨時雑役とみなされていたが、臨時雑役として注目されるのは、少なくとも檢田段米がその名の示すように田率賦課であったことである。檢田雑事は十世紀中葉から確認できるので、田率賦課の臨時雑役もその時期にまで遡ることになるが、先述したように、頂度この時期は田畠・所領に対して臨時雑役を免除する形式が現われる時期でもあったのである。

さて、臨時雑役に包摂される諸税目の田率賦課が一般化しつつあった十一世紀初めにはまた、後の一國平均役につながる中央認可(「中央賦課」)の臨時雑役も登場する。周知のように、確実な中央認可の臨時雑役の早い例は寛仁元年十月十六日官宣旨案<sup>⑥</sup>にみえる「造宮料官宣旨加徵米」である。このばあい「事已綸旨也、称不可申左右之由」ともあり、その賦課が官宣旨によって認められている。十一世紀初め、中央認可の臨時雑役はそのことを強調しつつ賦課されていたのである。小山田義夫氏によれば、正税稻及び不動穀を内裏造營費に充てることを原則としていた朝廷は、寛弘二年(一〇〇五)の造内裏定において、造營費用調達のために國司が臨時の加徴を行うことを暗黙のうちに認めた。そして寛仁元年(一〇〇七)には実際にも伊勢國に「造宮料加徵米」が賦課されているのである。このように寛弘から寛仁年間にかけて、中央認

可の臨時雑役が登場してくる。これはまだ一部の国々で国司の申請によって認められたものにすぎず、あくまでも特例であつたとみなければならぬが、やがて長元四年（一〇三二）には宮城大垣築造に際し、尾張国が神寺所領を除く田地に平均に造営役を賦課することを認められ、ついで長久元年（一〇四〇）の造内裏では諸国において造内裏役賦課の方式がとられるようになる。さらに永承年間の造興福寺に際しては、諸国が造興福寺役の国内平均賦課を申請しており、それらは認可されている。その申請文言には「因准傍例」「因准先例」という表現もみられ、一国内平均役の形をとる中央認可の臨時雑役がすでに定着していたことを窺わせる。

このように中央認可の臨時雑役は十一世紀四十年代に一般的な成立をみるが、その先駆形態をなしたのは、国司が「臨時之公用」の名を仮りて国内に賦課した臨時の加徴であつた。〔解文〕四条をみよう。

一 請裁断、守元命朝臣正税利稻外率徴無由稻事

右率稻、正税利稻之外、段別二束八把加徴、国内通計、其積尤多、抑件率稻者、不経臨時之公用、只充私謀之用途、或入満於交易、或春運於京宅、

この「臨時之公用」に充てられる名目での率稲は、すでに指摘されているように郡司・百姓らも国例として認めざるをえないものであつた。しかしこれはあくまでも国衙の措置、すなわち国例にすぎないのであり、朝廷は特別の関与はしていなかつた。朝廷にとっては「臨時之公用」が貢納されればよかつたのである。中央認可の臨時雑役はこうした各国で国例として行われていた臨時加徴を制度として容認したものであつたのである。

ではこの臨時加徴は臨時雑役とみなされていたのであろうか。これまで臨時雑役とされてきたが、必ずしも十分に論じられていないので、改めて検討してみたい。まずこの率稲は「臨時之公用」に充てるための加徴であるので、臨時的な賦課であることはいふまでもない。またこれは正税利稻外の加徴であり、正税利稻のような令制の税目でもない。確かに段別に課せられる賦課ではあるが、この二点において、この率稲は官物とはみなし難く、臨時雑役のなかに位置付けられる

べきものであると考えられる。

この率稲が臨時雑役であったとすると、興味深い問題が浮びあがってくる。それは「解文」五条に、

而代々国宰正税息利・租穀・率稲・地子等所徴、或八九束、或十束也、爰当任守元命朝臣所徴一年新段別十三束二把也、

とあるように、率稲が官物である正税利稲などとともに一括されていることである。率稲は臨時雑役であるにもかかわらず、この条では段別賦課の稲であるという事で官物に包括されているのである。つまり率稲は「解文」のような、段別に課せられる諸賦課をまとめる区分では官物とともに一括され、逆に官物と臨時雑役とを分ける区分では臨時雑役に属するという、矛盾に満ちた存在であったのである。それはまた十世紀末において、官物と臨時雑役とを分ける区分法がもたざるをえなかった矛盾・曖昧さでもあった。

こうした曖昧さは交易雑物や「雑徭系」の臨時雑役でもみられる。前述した寛弘十年正月十六日由原宮解によれば、もともと臨時雑役に属していた雑徭の一部（「徭分」）が官物とみなされている。臨時雑役に包摂されていた諸税目が相次いで田率賦課に移行した結果、従来からの官物と臨時雑物の区分は曖昧にならざるをえず、臨時雑役のなかには官物とみなされるものもでてきたのである。これは租・正税利稲・地子からなる官物と、調・交易雑物・「雑徭系」諸賦課などからなる臨時雑役とが、田率賦課であることと国衙・朝廷への貢納物であることの二点において、一括した取り扱いが可能になったことを意味している。ここに至り、従来の臨時雑役の一部をその共通性に基づいて官物に組み込む条件、すなわち官物体系を大幅に改編する条件が整ったのである。

こうした動向のなかで、官物と一括されることもあった臨時公用名目の率稲は既述したように、十一世紀の四〇年代に一国平均役として位置付けられ、官物には属さない独自の税目としての性格を明確にしていく。このような一国平均役の成立は、一方では臨時雑役の分化を意味するが、他方では官物と同様田率賦課である以上、対比的に官物の範囲を明確化する役割もたざるをえなかったと考えられる。それはまた臨時雑役との境界が曖昧になっていた官物の体系的改編を迫

るものでもあったのである。

- ① 勝田晴子氏「沾佃法の成立と調庸制」（同氏『日本中世商業発達史の研究』所収）。
- ② 阿部猛氏「尾張国解文の研究」九九頁。
- ③ 『政事要略』巻五十七。
- ④ 泉谷康夫氏「調庸制の変質について」（同氏『律令制度解体過程の研究』所収）。
- ⑤ 無身となった百姓の口分田の地子稻をもって、その調庸中男物物を交易調進することを命ずる官符が延長三年（九二五）と天慶五年（九四二）に出されている（『政事要略』巻六十）。一般には、たとえば勝田晴子氏が前掲論文で、

それは（調庸物の反別賦課、勝山）、疫死、逃亡の百姓の口分田を地子田化し、調庸物を交易したような例によって（おそらく地子田を賃租する百姓に強制交易したと思われる）、調庸の反別負担の国例が成立して来ており、この尾張国の解文におけるように佃法によって、正別二町四反<sup>（斗）</sup>代米四石八升という反別賦課が成立したのであろう。

と述べられているように、これらの措置が調の田率賦課が成立してくる契機になったとされる。確かにこれらは契機の一つとしての意味をもつにせよ、十世紀に租税田がすべて地子田化したわけではなく、地子物交易から調の田率賦課の一般的成立を導き出すのは論理的飛躍がともなうであらう。むしろ課丁数の固定化<sup>（斗）</sup>調年料の定数化を前提とし、帳簿上の課口の全般的無身化という条件のなかで年料を確保するために、国衙がより確実な賦課基準として田地に目を向けたところに、田率賦課が一般的に成立したと考えるべきであらう。無論、それ以前に地子物交易などにより、部分的に調の田率賦課が行われていたこと

を否定するものではないが、それはあくまでも部分的で、限定された範囲を出ないものであったとみられる。

- ⑥ 『平遣』四四四。
- ⑦ 坂本實三氏「公田官物率法の成立」（同氏前掲書第二編二章）。
- ⑧ 『平遣』四六九。
- ⑨ 『鎌倉遺文』（以下『鎌遺』と略記）八三。
- ⑩ 『令義解』戸令国郡司条、延喜主稅式。ただし養老職律律によれば、「供饋」（食事の提供）のみは認められていた（『律』）。
- ⑪ 天平十年駿河国正稅帳、同年周防国正稅帳、同九年豊後国正稅帳（『寧楽遺文』中巻）。
- ⑫ 『平遣』一一六一。
- ⑬ 早川庄八氏「『供給』をタテマツリモノとよむこと」（『月刊百科』二一〇）。「供給」についての詳細はこの論稿を参照。
- ⑭ 『鎌遺』八三。
- ⑮ 『平遣』二六二。
- ⑯ 『平遣』四七三、四七二。
- ⑰ 『平遣』補遺三五〇。
- ⑱ 中野栄夫氏「王朝國家期における収取体系」（同氏前掲書所収）は、臨時雑役を中央賦課と地方賦課とに分ける従来の考え方を、地方賦課の臨時雑役も畢竟、中央の賦課するものであるということ否定されている。確かに臨時交易網などは中央の賦課物であるが、中央のレベルではそれは正税を交易して調達されるものとみなされており、あくまでも令制の枠内の一税目にすぎない。それが臨時雑役と意識されるのは国衙―在地のレベルの問題である。したがって、これを地方賦課の臨時雑役とみなしても何ら支障はない。たとえ中央の賦課物であっ

ても、それを臨時雑役とみなすのは国衙—在地のレベルであるからである。

これに対し、後に一國平均役として一括される造内裏役などの課役は、中央のレベルでも令制の税目の枠からはずれた臨時の加徴とみなされている。中央ですべてに臨時雑役として賦課されるものと意識されているわけであり、まさに「中央賦課」の臨時雑役にあたる。このように「中央賦課」と地方賦課の違いは、どの段階で臨時雑役とみなされ賦課されるかによるのであり、この二つを区別することは臨時雑役の展開を考えるうえで意味あることだと思ふ。ただここでは「中央賦課」というのは誤解を受け易い用語であるので、中央が臨時雑役として賦課されることを公認していたという意味で「中央認可」という

用語を用いた。

① 『平遣』四七九。

② 小山田義夫氏「造内裏役の成立」(『史潮』八四・八五)。

③ 坂本賞三氏「莊園制成立と王朝國家」二二七～二三三頁。

④ 『小右記』長元四年九月十三日、十四日条。

⑤ 『平遣』五八六、七〇九、三七〇〇。

⑥ 「造興福寺記」(『大日本佛教叢書』興福寺叢書一)。

⑦ 坂本賞三氏前掲注④著書三三〇～三三三頁。

⑧ 小山田義夫氏前掲論文。

⑨ 小山田義夫氏前掲論文。

⑩ 『平遣』四六九。

#### 四 産業構造の地域的特化と公田官物率法の成立

官物はすでに述べたように、その国で生産される様々な物品を賦課・收取するものであるので、官物として何をどれだけ賦課するか(官物率法)は、その国の産業構造<sup>①</sup>や社会的分業の様態に根本的に規定されている。では官物率法が成立する十一世紀中葉には、各国において独自の産業構造が形成されていたのであろうか。それなくしては各国ごとにそれぞれ官物率法が制定されることもなかったはずであり、論理的にはその形成を前提として各国の官物率法は成立したとみなされる。しかし問題はその形成を具体的に実証することにある。ここでは十一世紀における諸国の貢納物を手懸りにしてこの問題を考えてみたい。

この段階の諸国の貢納物を体系的に知りうるまとまった史料としては、東大寺と東寺の封戸関係の文書群や『新猿樂記』の登場人物、受領の郎等である四郎君の項に記された「諸国土産」の記載<sup>②</sup>があるが、まずこれらからみていこう。

次に掲げる表は封物の年料(本来の封物構成目とその数量に対して換算を経て、錢貨を含めた特定の物品で表示され

表 封物の年料と貢進物品

国名	封主名	封戸数	年 記	年 料 ・ 代 価	貢 進 物 品	出 典
伊 賀	東大寺	100	長保2・3	*年料代米323石5斗7升6合	米647石1斗5升2合(8件の所済)	420・429
	”		天喜4・5	米163石8斗5升 額2685束2把		859
	”		天喜4・5	米196石5斗1升5合		860
駿 河	東大寺 (下段所)	50	永承1～4	*代籍 代信濃布→代穀→年料准用紙10 11帖30枚	用紙4046帖20枚 用紙7168帖(4件) 馬2疋, 国紙170帖	678
		100	永承1～4	*年料准用紙1791帖7枚 准米53石		「無」 2648
上 総	東大寺	150	長久3・4	*年料准銀62貫720文 准銀125貫440文 代布14段	上品手作布41段3丈 皮御四丈布5端, 苧敷3具, 布平袴2帖	631 2648
甲 斐	東 寺	50	承徳2	*年料代永布→准米→代絹65疋4 丈5尺 准絹103疋	白布13段, 平貫4段, 凡絹1疋	1414
武 蔵	東 寺		承徳2	(代絹)60疋 准絹6疋	围八丈絹2疋	1403
			康和2			1436
遠 江	東 寺	150	康和1～4	*年料代米283石1斗2升5合 准米1183石 准絹100疋	絹594疋 縮100疋	1492

近江	東大寺 " "	150	(天喜4～6) 康和4 康和5	* (年料は米で表示カ) 絹150疋 米32石4斗	(米での所済件数多数) 鍔袋1個, 夏妻衣1個, 糸繪手轡3具, 米24石2斗4升, 釜7口	920 1521 1529
美濃	東大寺	100	天喜3～5	* 年料准米→代絹61疋5丈7寸 絹65疋	八丈5疋	907
上野	東大寺 " "	350	(11世紀中華) 久安2	* 代錢布→代手作布→年料調布 1934段3丈1尺 代白布20段	駄乗馬1疋	『東大寺要録』 2648
下野	東寺 "		康和3 康和3	代絹39疋 准絹300疋	八丈絹1疋, 四丈絹1切, 二丈五尺絹1切 綿120兩等	1464 4956
岩	東大寺 " " " " "	50	永承2 天喜2・3 " 天喜3・4 " 天喜3・4	* 年料准米126石1斗8合 (准米)151石8斗6升7合 (准米)151石8斗6升7合 * 年料准米152石1斗8合 (准米)413石6斗8合 * 年料准米175石3斗8合 准米480石7斗8升6合	米65石6升8夕  (米151石5斗等の所済) 八丈絹14疋, 品絹15疋, 細布14段, 手作布 61段, 和布600枚, 車牛1頭, 見米189石1 斗4合 米50石(2件) 米55石 絹20疋, 手作布10段 米130石 八丈絹11疋, 細美布3段, 手作布40段, 馬 2疋, 牛1頭, 鍔160疋, 見米10石 八丈絹7疋, 四丈細美布4段, 凡絹10疋	649 817  880  900
			天喜5 康平1 " 康平2 康平1・2 康平3	代米30石 代米185石5斗 代米48石		876・77 922  940 957 962



美作	秋條寺 東大寺	100	(長徳4) 康和5 長治1 " 久安2	官米236石5斗4升8合 准米100石	米180石, 塩20籠 米200石 米, 塩□石5斗6升 塩2石 米30石, 麦20石, 鉄50口	374 4661 4664 1631 2648
周防	東大寺	100	長久2~寛徳1 永承3 永承3 永承4	*年料准米241石2斗9升1合 代米30石 代米30石	米1454石8合6勺(米145石以下所濟28件) 楮皮100圓 米345石 楮皮100圓	625 666 671 668
紀伊	弘福寺	100	治暦4~延久3 永久1~3	*年料代米97石4斗8合 代米144石 *年料代米105石4斗8合 准米316疋	米309石7斗2升9合(米50石以下所濟7件) 絹40疋 絹130疋, 綿18兩, 細布15段 □	1123 1837
阿波	東大寺	100	(長久4) 寛徳2		絹65疋 麦70石	614 628
讃岐	東大寺	150	永承1 永承2 " " 天喜4	准米216石 准米355石 代米50石 代米200石 代米77石	塩31石5斗, 鉄780疋, 米105石, 絹50疋, 手作布100段 干綿2000枚 麦315石 塩38石5斗	633 651 644 645 807
伊予	東大寺	200	正暦3 長治1	*年料准米909石4升1合 官米200石 官米200石	(米815石4斗9升8合4勺カ) 早米100石	355 1616

土佐	東大寺	100	久安3	八丈箱 8 匁	2648
----	-----	-----	-----	---------	------

- (1) 出典の数字は『平安遺文』の文書番号, 「無」は東洋文庫所蔵『原無題』文書。  
 (2) 年料には\*印を付した。

る)や貢納物品をよく示す封物送状・同請文・同進未勘文を国別にまとめたものである。<sup>④</sup>表に示されているように、十一・十二世紀段階(一部十世紀のものも含む)で貢進される封物は実に多様であり、本来の封物の品目のような統一性を欠いている。一見各国が手元にあった物品をアトランダムに納めたかのような感を与えることもまた事実である。<sup>⑤</sup>

すでに別稿<sup>⑥</sup>で指摘したように、十世紀半頃にみられた封物の代物納は十一世紀には広汎に展開してゆき、この世紀中葉の官物率法の成立にもなつて、旧来の封物の構成と数量はその年料を導き出すための単なる指標にすぎなくなる。<sup>⑦</sup>その結果、旧来の封物構成は実際の貢納品目について何ら特別の規制を与えるものではなく、何を封物として納めるかは封主と封物負担国との間の了解事項にすぎなくなる。そのため、この関係においては令制の封戸制や荘園制の貢納関係とは異なり、貢納する側である各国衙の選択の余地が大きく残されており、それだけ国内の主要な生産物が選ばれ易かったとみられる。したがって、これらの物品はこの時期のそれぞれの国における主要な貢納品であることが多く、それだけまた、これらは自然的・地理的条件に規定された各国の産業構造を顕著に反映していると考えられる。

さて全体としてみたばあい、貢納品は多種・多様であるが、逆にいくつかの国ではそれが単一ないし同種の品目に限定されるか、あるいは一つの物品が圧倒的な比重を占める傾向がみられる。それらの国を品目ごとにまとめると、次のようである。

- 米……伊賀、近江、美作、播磨、周防、伊予
- 絹……武蔵、美濃、阿波(遠江、下野、土佐)<sup>⑧</sup>
- 布……上総、丹後、但馬

鮭……越中、越後

用紙……駿河

これらの物品がそれぞれの国において、所定の時期、卓越した貢納品の位置を占めていたことはまず動かないところであろう。

次に換算や代物表示に用いられる品目、特に各国の一般的な傾向をよく示している封物進未勘文類における年料の代物表示品目に目を向けると、いくつかの注目すべきことが明らかになる。まず十一世紀前半までは銭貨が用いられることも多いが、中葉以降には代米（准米）表示が圧倒的となる。たとえば甲斐国のばあいは、

長保二年……年料は銭貨での換算を経て、准銭で表示、

康和元年……年料は永布↓准米↓代絹という換算を経て、代絹で表示、

となり、また伯耆国のばあいは、

延久五年……年料は代銭↓代手作布↓代准米という換算を経て、准米で表示、

寛治三年……年料は最初から准米で表示、

と変化する。これは駿河の国雑掌解<sup>⑩</sup>で国側が構成品目それぞれについて、貢納品である用紙で代物表示したのに対し、東大寺側が米で換算しなおしている例にみられるように、代価を表示し年料を算定するにあたって、封主側が米を用い、それを国側に強制したことも大きく作用している。ちなみに十一世紀中葉、東大寺が国ごとに封物の年料を算定した「封戸勘記」<sup>⑪</sup>では上野国を除き、すべて年料は米で表されている。しかしその背後にはこの段階において、銭貨に代って米が絹とともに支払手段や価値表示手段、すなわち貨幣の機能を果たす物品として広く用いられるようになった事情があったとみられる。

こうした年料の代米（准米）表示が顕著となる趨勢のなかで、代物表示に米以外の物品を用いて年料を表す国、あるいは

は代物への換算において米以外の物品の換算値を媒介させている国がいくつかみられる。

駿河…用紙

甲斐…永布↓准米↓代絹

美濃…准米↓代絹

上野…代銭・代調布↓代手作布↓代調布

能登…代米↓代絹

丹後…麻布

伯耆…代銭↓代手作布↓代准米

といった国々である。これらの国々のばあい、絹・布・紙が換算の一段階にせよ、年料の代物表示の手段として用いられているのである。それはそれらがその国の封物貢納において、一般的な価値表示ないしは換算手段であり、ひいては特定時期、卓越した貢納品があったからであると考えられる。つまり年料の代物表示に用いられている物品も、たとえ史料の上で直接貢納品として現れていなくとも、その国の重要な貢納品であったとみなすことができるのである。<sup>⑬</sup>この代物表示の品目の例と先に述べた貢納品の例を併せると、封物貢納における特定品目と国々との関係は、次のように整理される。

米……伊賀、近江、美作、播磨、周防、伊予

絹……甲斐、武蔵、美濃、阿波（遠江、下野、能登、土佐）

布……甲斐、上総、上野、丹後、但馬、伯耆

用紙……駿河

鮭……越中、越後

次に重要な貢納品である米・絹・布をとりあげ、それら貢納する国について少しばかり検討したい。

米 米が主要な貢納品となっている国々は、ほぼ近国と瀬戸内海沿岸諸国に限定されるが、いずれも京都・奈良に対して重貨を輸送する条件に恵まれた国々である。いうまでもなく、近国のばあいは輸送距離の短さにより、内海沿岸諸国のばあいは海上交通の利用による。

これら米の貢納をもって特色付けられる国々の他にも、米を納めている国はいくつかみられる。若狭・丹波・伯耆・紀伊・讃岐である。これらの国々のばあいも、米が占める割合がごく限られる伯耆を除くならば、同一の傾向を指摘できるであろう。

またこれら二種類の米貢納国を延喜民部式の年料春米・年料租春米の負担国と比較するならば、封戸文書が残っている国々の範囲では、絹の貢納でもって特色付けられるようになる美濃・遠江、さらには丹後・但馬がぬけ、伊賀<sup>⑮</sup>・周防・伯耆が加っている。こうした変化と『新猿楽記』の「諸国土産」に「鎮西米」があげられていることを併せ考えるならば、十一世紀には特定の国々における特産物の成立と相俟って、輸送条件と自然条件の規定性がより徹底されているとみることができるといえる。

絹 絹が重要な貢納品である先にあげた国々の他に、絹を上納する国は近江・若狭・紀伊・讃岐である。いずれのばあいも米のような地域的な偏りはなく、東国から西国にまで及んでいる。<sup>⑯</sup>

これらの国々のなかでも、絹の貢納でもって特徴付けられる代表は美濃であろう。美濃は令制においては調絹が賦課され、上糸国に属するが、天曆四年(九五〇)の東大寺封戸・荘園寺用帳<sup>⑰</sup>では調絹の項に朱筆で代米の記載があり、また中男作物胡麻油の項は「見油」と記されている。つまり十世紀中葉から後半にかけては、美濃国の東大寺封物は米と胡麻油であり、米が主要な貢納品であったのである。

ところが『新猿楽記』では美濃の特産品として「八丈」があげられ、さらに康平元年(一〇五八)の国雑掌解<sup>⑱</sup>においては封物の年料は代絹で表示され、実際にも八丈絹で上納されている。そしてこれ以降、中世において美濃が絹の特産地であ

り、荘園の年貢も絹で納められていたことはすでに明らかにされている。<sup>①</sup>したがって美濃のばあい、十世紀末から十一世紀前半にかけての時期に、絹が貢納品として卓越した地位を占めるようになったと考えられる。この時期の貴族の日記にも、美濃は「蔵人所召絹」「御壁代等料絹」「元日料長絹」「齋院禊祭料」絹の負担国として現れ、<sup>②</sup>また一宮敦康親王の封物も、

一宮御封絹預道行朝臣、美乃十疋・尾張廿疋・三河廿疋、

とあり、絹で進納されている。さらに長久元年五月、美濃国司の申請により、「停絹斤定事」が「諸国一同事」として認められている。<sup>③</sup>絹の公定単位の変更について、美濃国司が率先して申請しているのであり、養蚕製品の特産地としての位置が、この時期すでに確定していたことを物語っている。

美濃に近接する三河・尾張両国も先述した敦康新王の封物は絹で貢納されており、ほぼ同様に絹の特産地化の道をたどる。三河のばあい、任期半ばにして死去した国守源経相の遺財について、

(1) 所有之物長絹十余疋、七十、<sup>(マ)</sup>絹六十疋許、糸少々、油少々、他物已無矣、凡絹二百疋云々、

(2) 京家之無物、彼国<sup>(マ)</sup>有絹少々之由云々、差下人、先二百疋許可運上之由可遣云々、

とあり、「京蔵」「在国」、いずれもその財物は主に絹からなっている。また藤原資房の家領長山荘についても、

三州長山庄、今日初出年貢、長絹二疋、凡絹廿五疋也、<sup>④</sup>

とみえ、十一世紀前半には荘園の年貢も絹で納められている。

尾張のばあい、長徳四年十二月九日付の国守大江匡衡熱田宮祭文に、<sup>⑤</sup>

又如風聞者、近日自東自西、万民子来云々、是尤神恩之深也、明年農業豊饒、作田及四五千町、蚕養如意、細絹及一二万匹、

とある。順調な養蚕が作田の増加とともに「農業豊饒」を意味するものと把握されており、養蚕業が稲作と相並ぶまでに成長していたことを窺わせる。このような養蚕を稲作と相並ぶ業とみなす考えは「解文」(六条)にもみられる。

抑養蚕之進退、更不任心、或国吏令得養蚕、而不登年穀、或国吏令登年穀、以不宜養蚕、

元命が価格操作によって絹を大量に収奪したことともに、尾張における養蚕業の占める位置の高さを物語るものである。このように三河・尾張兩國においても、十世紀末から十一世紀前半にかけての時期に養蚕業は農業のなかで稲作と相並ぶほどの高い位置を占め、国衙の収取物のみならず、荘園の年貢までも絹で貢納されるに至ったのである。

布 封戸関係の文書によれば、甲斐・上総・上野の東国と、丹後・但馬・伯耆といった山陰道諸国が主要な貢納国である。このうち東国の諸国は『延喜式』にも調・庸・中男作物・交易雑物として布を負担する国にあげられているが、なかでも「望施布」の名で知られる上総は「信濃布」を産する信濃とともに、律令時代以来、布の特産地であった。したがってこれら東国諸国のばあいは、前代からの布生産が継承され発展したものであるとみなされる。ちなみに『新猿楽記』によれば、甲斐国は「斑布」の特産地となっている。

一方、山陰道諸国のばあいは『延喜式』には布貢納の規定はないので、布の貢納は新しい事態であったとみられる。伯耆についてみると、長元々年（一〇二八）、率分蔵納物の絹を手作布と麻布で代納しており、少なくとも十一世紀前半には布の貢納が前面に出てきている。

さて以上の検討から、次のことが導き出せると思われる。すなわち十一世紀中葉から後半には、少なくとも米・絹・布などの農業生産物や手工業製品については、朝廷の需要に応ずるという前提のもとで、自然条件と輸送条件に規定されて特産地ができており、それぞれの特産物はその国の重要な貢納物の位置を占めるようになっていて、ということである。画一的な令制的収取体系の強制が相対的に緩み、この時期までに各国はその置かれた諸条件に適応した産業構造を形成したのである。それは別の言葉でいえば、各国の産業構造がすでに地域的特化を遂げていたことを意味しており、それと併行して貢納物の特化も進行了たのである。このことは何もこれまでとりあげた、特定の貢納品によって特徴付けられる国々に限られるものではない。多様な貢納品を納め、一見何ら特徴的でない若狭や紀伊のばあいも、特定の産業に集約され

なかっただけであり、それ自体が産業構造の地域的特化の一つの形態を表しているのである。

このようにいくつかの形態をとってなされた地域的特化は、それらの産業によってもたらされる貢納物がそのまま中世の年貢に継承されるばあいもあったこと——東海三国の絹に代表される——を想起するならば、各国における中世的な産業構造形成の一段階をなしていたといえるであろう。またこのような地域的特化は各国における生産が朝廷の需要と輸送条件に規定されている以上、新たな全国的な分業体系形成の一環をなしていたことはいうまでもない。『新猿蓑記』の「諸国土産」にみられるように、十一世紀中葉には多くの国で特産物が成立し、中世につながる全国的な分業体系が形成されていたが、その前提にはこうした産業構造の地域的特化の進行があったのである。

では中世につながる各国の産業構造の地域的特化は、いつまで遡ることができるであろうか。結論から述べるならば、特化の方向は遅くとも十一世紀前半には明確に認められる。まず第一に、すでに述べたように、美濃・三河・尾張三国では十世紀末から十一世紀前半に、養蚕業が稲作と並ぶ重要な産業となり、絹が貢納品のなかで卓越した地位を占めるに至る。第二に、『新猿蓑記』の「諸国土産」に記るされている特産品のうち、「みちのく紙」、出雲蓆、伊予蓆、播磨の針は十一世紀初めの文学作品にもみえ、当時すでに特産品とみなされている。さらに第三に、『小右記』に記載されている「受領貢物」（諸国の受領が記主藤原実資に貢献した俵料や贈物）を整理すると、事の性質上、馬・牛・絹など上層貴族への贈物にふさわしい品物が多いが、米と布の貢納国の分布は十一世紀中葉以降の封物のそれと同傾向を示し、また馬・牛・漆（漆器）の貢納国も中世前半のそれとほぼ重なる。以上のように、遅くとも十一世紀前半にはすでに諸国の特産物の一部は成立しており、各国は産業構造を朝廷の需要に応じつつ自然・地理的条件に適応させ、この世紀の中葉以降にみられる貢納物を納めていたのである。

このように十一世紀前半から中葉に、各国の産業構造の地域的特化が進んでいたことは、各国において独自の官物率法が制定される前提が形成されたことを意味している。官物率法の成立はそうした産業構造の地域的特化に対応し、国衙の

主導の下、国内の産業を編成しなおす意味ももっていたのである。

- ① ここでは産業構造という用語を産業の構成に力点を置いて用いている。
- ② この文書群を社会的分業展開の観点から分析した研究としては、脇田晴子氏「封戸経済の崩壊」(同氏『日本中世商業発達史の研究』所収)、浅香年木氏「平安後期における在地の織維生産」(同氏『日本古代手工業史の研究』所収)がある。
- ③ これについては網野善彦氏『日本中世の民衆像』第一部三「年貢の性格」や浅香年木氏前掲論文を参照。
- ④ 表の作成にあたっては、浅香年木氏前掲論文に掲載されている表を参考にした。
- ⑤ 脇田晴子氏前掲論文。
- ⑥ 拙稿「封戸制度の再編と解体」(『日本史研究』一九四)。
- ⑦ その意味で、これ以降の封物の貢納を代物納というのは、必ずしも的確ではない。
- ⑧ ( )で括弧したのは十二世紀以降の文書にみえるものである。以下も同じ。
- ⑨ たとえば長保二年十二月二十九日の造東寺年終帳(『平遣』四〇五)では、各国の年料算定のための換算と年料表示には錢貨(准錢)が用いられている。
- ⑩ 『平遣』六七八。
- ⑪ 『東大寺要録』巻六。この文書については前掲注⑥拙稿を参照。
- ⑫ 梅村喬氏「平安時代貢納経済の一視角」(『歴史学研究』五六五)。  
なお、十一世紀前半における絹の流通についてもこの論稿を参照。
- ⑬ 甲斐のように、貢納品では絹、代物表示では布と、二つの基準でそれぞれ違った物品が導き出されるばあいもあるが、いずれも重要な貢

納品であったとみられる。

- ⑭ 年料春米の負担国は伊勢・尾張・参河・近江・美濃・若狭・越前・加賀・丹波・丹後・但馬・因幡・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・讃岐・伊予・土佐の二ヶ国、年料租春米は尾張・参河・遠江・近江・美濃・若狭・越前・加賀・丹波・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・讃岐・伊予・土佐の一八ヶ国である。
- ⑮ 天曆四年の東大寺封戸・莊園寺用帳(『平遣』二五七)の朱筆から判断すると、十世紀中葉には伊賀は米で封物を代納している。なお同文書によれば、土佐も米を納めており、十二世紀の一史料でもって、土佐が米の貢納国でなかったとはいえないと思われる。
- ⑯ 『新猿蓑記』の「諸国土産」でも養蚕製品が特産である国は、常陸・美濃・越前・石見・阿波であり、東西の地域的な偏りはみられない。
- ⑰ 延喜主計式。
- ⑱ 『平遣』二五七。
- ⑲ 『平遣』九〇七。
- ⑳ 網野善彦氏前掲著書。
- ㉑ 『権記』長徳四年八月二十六日、長保元年九月六日、同三年正月二十日、寛弘九年四月十四日の各条。
- ㉒ 『権記』長保四年八月一日条。
- ㉓ 『春記』長久元年五月二十六日、六月三日、同八日条。
- ㉔ 『春記』長曆三年十月十五日、同十六日条。
- ㉕ 『春記』長曆三年十一月四日条。
- ㉖ 『朝野群載』巻三。
- ㉗ 『延喜式』にみえる布負担国は、東海道では遠江以东、東山道では飛騨以东、北陸道では越中以北の国々と、薩摩・対馬・老岐を除く西

海道の諸国である。

②⑧ 平野邦雄氏「手工業」（豊田武氏編『産業史Ⅰ』第三章六節）。

②⑨ 『左経記』長元々年五月十六日条。

③⑩ 鮭もまた注目される貢納品である。その貢納国、越中と越後の二国は「延喜式」にもみえる、前代からの貢納国である。なかでも越後は調として鮭を負担する唯一の国であるが、『新猿楽記』にも鮭があげられており、十一世紀には完全に鮭の特産地化する。それにとみない、鮭は越後を代表する貢納品Ⅱ「重色済物」〔平遣〕三三二八〕とみなされるようになる。

③⑪ 浅香年木氏前掲論文。

③⑫ 朝廷の需要に応じた貢納品の生産である以上、産業構造の地域的特化にあたっては朝廷の強制力が一定程度働いていたことはいままでもない。

③⑬ 網野善彦氏前掲著書。

③⑭ 『新猿楽記』の特産品のうち、『庭訓往来』のそれと共通している物品を国ごとにあげると、河内（鍋）、武蔵（鏡）、上総（鞆）、常陸（綾・袖）、美濃（八丈、上品）、若狭（椎子）、能登（釜）、越後（鮭・塩引）、備中（刀、鉄）、安芸（樽）、周防（鯛）、長門（牛）、讃岐（円座）、伊予（篋）となる。

③⑮ 『枕草紙』二七六、一四九、二八。

③⑯ 『赤染衛門集』。

③⑰ 米を貢納している受領の国名をあげると、摂津・丹波・伯耆美作・備前・備中・淡路・伊予である。

③⑱ 布を貢納している国は甲斐・上総・常陸・上野・美作・伯耆・伊予であるが、地域的分布は伊予を除き、封物と同傾向を示す。

③⑲ 馬の貢納国は河内・伊豆・上総・下総・常陸・美濃・信濃・陸奥・伯耆であり、河内と伯耆を除けば、東国諸国に偏る。一方、牛は美濃・長門・石見といった西国である。この傾向は藤原道長への貢馬・牛をみると、より明確になる。『御堂関白記』によると、馬を貢納している国は遠江・駿河・甲斐・伊豆・武蔵・常陸（東海道）、美濃・信濃・上野・陸奥・出羽（東山道）、越前・加賀・越後（北陸道）であるに対し、牛は近江（東山道）、越前（北陸道）、丹後（山陰道）、美作・備後（山陽道）、阿波（南海道）、大宰府である。つまり越前・加賀から美濃へのラインを境にして、東は馬、西は牛の貢納という、はっきりした地域分けがみられるのである。また中世では延慶三年（一三二〇）の著述とされる「国牛十箇」〔群書類従〕二十八輯〕に、「ここに馬は東関をもちてさきとし、牛は西国を以てもとす」という記述がみられる。

また漆・漆器を納めている国は越後・佐渡・出羽・因幡・伯耆であり、日本海沿岸の諸国に限定される。封物では越中の一例が知られるが、やはり北陸道であり、また『新猿楽記』では漆は越後の特産品である。中世前期においても漆の特産地は陸奥・若狭・越中・越後・因幡・隠岐とされており、陸奥を除き、十一世紀の貢納国と地域的には重なる（佐々木銀弥氏「産業の分化と中世商業」〈同氏『中世商品流通史の研究』所収の「中世前期（十四世紀末まで）国別主要物産表」）。

十世紀後半から十一世紀前半にかけて、各国で調・交易雑物・「雑徭系」諸賦課等の臨時雑役が跋行的に田率賦課に転換し、それまでの官物と臨時雑役の区別は曖昧になるが、それと併行して十一世紀初め、「中央認可」の臨時雑役が出現し、次第に従来の官物や臨時雑役と異なった賦課としての性格を明確にしていく。こうした動向のなかで、十一世紀前半には各国において、官物と臨時雑役に包摂されていた諸税目については、何をどの程度、またいかなる形で賦課するかに関する国側が形成されていったと考えられる。これが公田官物率法成立の取捨体系上の前提であった。そして十一世紀中葉、中央で見米三斗の基本額が「格」で制定されたことが契機となり、各国でそれまでの国例に基づいて、基本額を結集点として、それぞれの官物率法が定められたのである。その際、それまで様々な令制税目を一定の変形を受けつつも継承してきた諸賦課は、再編成されて新しい官物体系に組み込まれたことはいまでもなからう。その組み込みは伊賀の例でみたように、特定の品目に限って行われたのであり、この時期におけるその国の産業構造に適応し、かつ貢納物として中央の要請が強い物品が改めて官物（賦課品目）として選択されたのである。しかしそれは何も官物をその品目に限定するものではなく、紀伊国名草郡郡許院の例にみられるごとく、代納を通じてその地域の様々な産業の生産物を取取することも可能であったのである。

基本額見米三斗の制定とそれを契機とする各国における官物率法の成立が、十世紀後半以降高まりをみせていた「国司苛政上訴闘争」に対する国家側の対応であったことは否定できないが、各国の官物率法は中央の政策によって突然に生み出されたものではなく、官物率法につながる国例がすでに形成されており、それを前提として成立したものであったのである。そしてそれは十一世紀前半に各国において進行していた産業構造の地域的特化に対応し、国衙の主導の下に国内の産業構造を編成しなおす意味をもっていたのである。

さて官物率法の成立にともなう官物体系の改変は、中世的な支配体制形成のうえで規定的な意味をもつが、ここではこれまで指摘された点を含めて、次の三点に注目したい。まず第一は、坂本賞三氏も指摘されているように、受領が行ってきた、官物の段別賦課率の恣意的な変動を制約したことである。元永元年十二月九日の但馬国司庁宣に、

一可令注進官物率法事

右色々率徴一々可注進之、

とあるように、新任国司は「一所目代並郡司・別符司」「当年田数並国内起請田農料」「先例国事」とともに、まずその国の官物率法を知ることが要請され、官物の収納はその率法に従って行われねばならなかった。また何らかの事情により官物率法の変更がなされるばあいは、国司の申請に基づき、朝廷の認可が必要とされた。これは十一世紀前半まで国司に委ねられていた官物賦課率の実質的な決定権を、朝廷が取り戻したことを意味しており、十一世紀中葉以降、本所間相論が朝廷で裁決されるようになることと同一の動向を示すものである。それにともなって、百姓らの官物軽減のための闘争もその形を変えざるをえなくなる。官物率法を前面にたて取取をはかる国司に対して、官物の軽減をかちとるためには、朝廷の意志を左右しうる別の回路が必要となったのである。

第二は官物が諸賦課の総称から一個の独立した税目となったことである。この令制的税目の区別を解消した税目としての官物は、内容変化の可能性を秘めており、そのまま中世的な年貢の成立とはみなし難いが、少なくともその原型と位置付けることができる。

ところで令制的な税目は調に代表されるように、律令制的個人身支配と結び付き、それを具体化したものであった。したがってその解消は国衙段階で個人身支配が最終的に放棄されたことを意味している。このことは行政組織の問題とも深く関連している。周知のように律令制下の郷は郷戸をもって編成され、個人身支配実現のための組織であった。この郷も九世紀以降、地域的な行政組織としての性格を強めていくが、その本来の性格は根強く残ったと考えられる。個別

人身支配の放棄は郷がその本来の特質を失う結果をもたらしたのである。十一世紀中葉からみられる別名制の創設や郡郷制の改編は、こうした郷の性格変化を前提としなければ理解できないが、その意味では公田官物率法の成立はこの二つの事態の論理的前提でもあったのである。

第三は「納官封家済物」が一律的に国衙領の官物によって賄われる体制が成立したことである。たとえば封戸のばあい、もともと令制的税目である租・庸・調・中男作物等によって構成されていた封物が、官物率法の成立に基づく官物体系の改変により、一律的に官物から弁済されるようになり、それにともなつて封物徴収と公文勘会の手続きが大きく変化し、封物の「弁補」という新しい弁済形態も出現した。「納官済物」を含めて、これらの点は別稿で論じたことであり、繰り返すまでもなからう。

さてすでに述べたように、官物は受領の収入源であるばかりでなく、「納官封家済物」に充てられる財源上の巨大なブールであった。まさしく官物は国家財政の中核をなすものであったのである。別の言葉でいえば、官物は王権とそれを支える機構と人々が存立するための最も重要な基盤の一つであったのである。その意味で官物は令制の諸税目と同様、「租税」であった。

しかし官物はまた、国衙領が荘園化された時、荘園年貢に継承されることにみられるように、国家的土地所有の下で国衙が掌握した田地を基準にして賦課される「地代」でもあった。①とはいえ、官物は田地生産物をのみ収取するものではなく、畠地生産物や手工業生産物、さらには自然からの採取物までも収取する「地代」であったのである。

別稿でみたように、公田官物率法は成立後、百姓らの官物軽減闘争や社会的分業の展開に規定され、大きな変化を遂げる。その過程で手工業製品の賦課が放棄され、見米のみに限定されるばあいもあれば、逆に見米ではなく手工業製品のみが賦課されるようになるばあい、さらには両者が並存して賦課されるばあいなど、いくつかのタイプが生まれてくる。それはそのまま、官物が雑公事の充実と相俟って中世的な年貢に転化していく過程であるが、それを根本的なところで規定

していたのは、その国における産業構造の地域的特化の様態であったと考えられる。官物がその地域の産業が生み出す生産物を国家が掌握した田地を基準に賦課・収取する制度である以上、産業構造を無視してはその収取は成り立たないからである。

- ① 坂本賞三氏「公田官物率法の成立」（同氏『日本王朝国家体制論』第二編二章）。
- ② 坂本賞三氏前掲論文。
- ③ 『朝野群載』卷廿二。
- ④ 下向井龍彦氏「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」（『史学研究』一四八）。
- ⑤ 拙稿「封戸制の再編と解体」（『日本史研究』一九四）。
- ⑥ 拙稿「便補保の成立について」（『史林』五九一六）。
- ⑦ 網野善彦氏は「中世の負担体系」（永原慶二氏等編『中世・近世の国家と社会』所収）で、年貢は「基本的には租税の一種」であると規定しておられる。なお、「租税」と「地代」との関りや網野氏が強調されている年貢（官物）における互酬性の問題については本稿では触れられなかったので、後考を期したい。
- ⑧ 拙稿「国衙領における官物体系の変化をめぐって」（『人文論叢』三三）  
重大学人文学部文化学科（二）。

（三重大学助教授

The Establishment and the Premises of the  
Law of the *Koden Kanmotsu* 公田官物 Rate

by

Seiji Katsuyama

In this article, the author made efforts to investigate the premises of the establishment of the law of the *koden kanmotsu* rate, which has been understood as a policy response by the court to the appeals against the tyranny by the *kokushi* 国司. It became clear that in the first half of the 11th century, the various taxes that had been included in the *zoeki* 雜役 gradually changed and became proportional to paddy field area, providing the conditions for the overall reform of the tax system, and leading to the establishment of local taxation based on the natural characteristics and productive base of each region. We can summarize the historical significance of the reform of the *kanmotsu* system in the following three points: (1) It restricted arbitrary setting of the tax rate of *kanmotsu* by the *zuryo* 受領. (2) The *kanmotsu* became a separate tax, which led to the annual tax system of the middle ages. (3) A system was established in which the main tribute to the government was uniformly paid by the *kanmotsu*.

French Enlightenment and the Role of  
Stanisław Leszczyński

by

Akiyoshi Nakayama

The influence of the West European Enlightenment on Eastern Europe is generally considered to have been overwhelming. This article focuses, however, on the important role of Stanisław Leszczyński (1677-1766; Polish king, 1704-09, 33-36, Duke of Lorraine, 37-66) in the formation of the French Enlightenment, relating to his personal relationships with